

田口卯吉著
日本開化小史
卷之五

學		天
數冊	冊數	號番
六	一	一五
學校	縣中	滋賀

本館百三十二號

三三

210
745
Vol.5

田口卯吉著

日本開化小史

田口氏藏版

彦根
立中
校印
章

日本開化小史卷の五目錄

第九章

戰國亂離の有様

亂臣賊子の輩出ありし理由

英雄豪傑の其智略茂働かせし理由

英雄の私利心自ら人民に公利小合せし事

人情の舊慣を慕ふ事

織田豊臣徳川三氏の勢力

封建亂離の有様英雄の力小據て集合せし事

天は有道に與みたる事

第十章

徳川氏天下茂制すはれ難き

徳川氏諸侯と屈復さしむるは政畧

徳川氏王室に對するはの政畧

徳川氏初三代の間小功名心は滅せしむ

人民天下茂望むの氣滅せしむ

徳川氏は制度に於て及亂の成る難き理由

徳川氏の制度小於く宰臣の弊害を防ぎ難き事

徳川氏及び諸侯は内政に於て姦臣の專横ありし

理由

社會一般逸樂茂専らとせし事

第十一章

目録

世の有様靜定するるとき有形無形現像大小進歩

をばし

進歩は二種ある事

社會生計の度茂見れば難き事

吾人の所謂驕奢品を以て進歩は標準と立たす事

第一章 緒言
 第二章 政治
 第三章 經濟
 第四章 社會
 第五章 教育
 第六章 宗教
 第七章 藝術
 第八章 科學
 第九章 風俗
 第十章 雜考
 第十一章 附錄
 第十二章 索引

日本開化小史卷之五

田口卯吉著

第一章 緒言

戰國亂離の有様より二
千三百年代の半頃まで

足利氏の末に至りて政事及び文學に有様は前章所述

より如く衰へ乱れたり。加之世に常暝の姿あり。不

けに乱臣賊子其君を弑し其父を害し。以て起り親族

兄弟相屠りて以て争ふこと。此時の常なり。是れ昨日

より又數多の土地人馬を領せし宗家を今日も跡方も

なく消え失せ。今日大權を司る程の人も明日を亡命の

姿と零落す。侍更も珍らう。三管領四職の如きは

云ふも更なる其下々。大名もては家臣の數に應じて

分離一其家臣の家も亦陪臣に數も從ひて散乱して復た集合するから時も或は集合の事ありて雖も暫くもして復た離散して更なる痕跡を止むること無し唯だ陰雨晦暝の夜も雲霧の風も從ひて集合離散するも異なりざるとき

蓋し社會の秩序ある時にも人々の利益の存する所ハ一國一家互に相協和するもありて雖も封建乱離の時も當りて人々の利害相異ありて其君も利なきは則ち其臣も害あり其父も益あり其子も損ありと云るが如き事件の世も顯くは、こと多し若し其臣も申す君弑弑せざれば君必を臣を殺すべく子も一と父

と追はざるを父必を子弑苦しむるは世上の有様ならんもは元來人の天性ハ己を愛すは切なるものなる如何で忍びて君父弑弑虐する程の人此世も顯ハ、なきを得んや抑も人情誰より其父を害すは好まん誰も其君を弑すはと欲せん路人の貧乏ものを視てすら尚ほ且つ之を憐む何んぞ親戚朋友兄弟夫婦の間相親愛和睦するも我望まざらんや然るも封建の紛乱開争く却ち君臣父子夫婦の間も發するもの多きを思ふも封建の性質も於て其利益と離間せしむるものありて止むを得ざるも出る所なきを何れの世も其時と雖も封建の乱も至りて此事も顯くもざるは

聖賢の人之戒警戒をもも禁ずる能はざる報仇の義戦ありて之と誅するを制する能はず然らば則ち封建紛乱の有様ありて乱臣賊子を社會に絶たんと欲するは蓋し輒く得るやうに事なり二千二百年代に初より二千三百年代の初に至るまで日本社會は有様を唯だ此慘怛たる殺戮と世上に見ふのみありき斯く幽暗世界の間に妖零慘霧が拂ひ青天の清爽ありと社會を示さんとすは一箇の電光各地に赫灼きり其は何をや豪傑の腦裏に伏在せる智略是なり蓋し人間は智略に死を避るんと欲するは當りて發するも敏ならずはる此等の英雄が斯く乱世に身を置くに當り

てや一敗をばさる國亡び身死をばすに至るべく一勝すれば家と起し名を揚ぐる不足す處に程の機會を我に其智略に奮然として感あるを敢て整然として密に謀るものあり戛然として速るものあり忽ち起るに去て起り忽ち止りて止み千轉萬化して社會に顯るものあり其の固より極まるなり是れ則ち斯く社會の有様ありて常に世に發生する所は現像なり二千二百年代の末より二千三百年代の初に至るまで北條氏と伊豆に起りて關東八州を討從へ武田氏と甲斐に起りて信濃飛騨駿河上野を并せ上杉氏に越後不起りて越中能登加賀と并せ毛利氏と安藝に起りて山陽山陰諸國を并せ織

田氏ハ尾張小起りて近畿東山北陸の諸州と并せたり
皆大兵を擁一軍糧と貯へて天下と併呑さんと欲する
の志ありふっか
熟ら此數氏を兵と用ふるは法茂考ふる各々特別の
軍形あり譬へて北條氏の兵ハ務めて騎兵示し其銳と
避けて其羸を衝くものあり其状恰も敵の背後小向ひ
其脚を抑へて引倒るゝ如し武田氏の兵ハ正々堂々以
て敵小向ひ而して奇兵一体急し其間ニ突出る其状恰
も相組みて而して一拳不意に敵の胸部或衝く如し
上杉氏の兵ハ圍むとして中堅を自懸りて進入し苟も
之を破らば退かざる其状恰も雙拳と振ふて交々敵

の横顔と打つゝ如し毛利氏の兵ハ謀慮を貴び闘争と
好まず其状恰も敵の身体と疲らしめて而して後之と倒
す如し織田氏は兵ハ弱は則ち之を打ち強ハ則ち之
と避け一たび之を敗れば則ち之小乗し敵を以て自
ら防禦をふし暇あらざりし其状只管虚と窺ひ隙を
尋ね敵を備へずし小踏む倒るゝ如し
蓋し仁者敵なりと云へる一語ハ此等の數氏を因る以
て自ら強大を致せる事實不於て之を徵証すは能らざ
るかを數氏の爲を所と見らば或は君父と違ふものあり
或は親戚を亡くしたりあり騙詐百出入を殺し財を奪
ふも敢て顧慮を不所せし何ぞ曾て人氏を塗炭の内なる

救をんと欲するの念はらへんや只た其六身は私欲と遂
げ私利と肆まへふやんと欲も亦此一事の過ぎ出づの
と然りと雖も飽者と食と擇まへん渴者も飲を擇ぶが
と謂ふが如く是利氏末路に人民は封建廢爛の時不在
を以て必しも重税を畏むを必ずしも抑壓と憂へ
を特ふ其恟々たる所は已む郡村は戦争の巷とあり
貨財を掠奪らば生命と奪つとんを奪ふ在り彼の數
氏は實小耕戦と巧みにして敢て敵軍をして其領内と
侵さしめりて人民の心を安すを不逞もはれを故
お人民多く之を歸服せしめて強大に至らば是なり
されを數氏の能く強大を致せし所以のものは敢て仁

道と勉むるに因りて其私利とせし事所以實
に衆人の公利と合する所はなきも亦因りて是を以て
數多し人民を統治し之に重税を課す之を壓抑を加へ
數々戦乱を營むに當て内顧の憂へ愈々天下を併吞
するはの志は逞くするを得るがや王室は對して天下の
舊慣を慕ふの人情を歲月に久しきを經ては尚ほ減せ
ざるもの乎彼れ古昔英雄豪傑の輩出するて久しき社會
を統治したりし舊都城若くは累代久氏は眞崇を得た
るに宗家の唯た名のみを遺る有様は至極に世人の尚
ほ之を愛慕するに念慮を抱ふ久くして變せざるまの
なり王室及び足利氏の衰零して帝都の日本を統治せ

さきにも既に久し故の之を得るも勢を加ふるは是ら
そ之成夫ふも威權を損ふは不足らず然るも其名ハ
自ら世人の耳目に存るは以て天子を擁護し將軍と助
たりて都に兵と出すれば一聲は直ちに英名を天下に傳へ
武人の心を震懾せしむるも亦ありまはと今應仁以來
海内紛亂の際と雖とも諸侯の少くも勢力はものほ
常に都に止まりて足利氏を助け王室と護りて天下に
誇らんともあり天下の大名固まり其威權を恐れむと
雖とも亦た之と以て他の國郡に割據しをば大名と
同く視むるも是を以て彼二千五百年代の始りふ
當りて海内に割據したるも英雄豪傑は其志を屬したる

所の均しく都に上りて足利氏を助け王室と擁護して天
下を號令せんとするの一事は至き其四隣を併吞し其
威力を蓄ふ所以のもは實に後來旗を京師に樹はれ力
を養はんといふ所の主意に出たり其状はさきより夏
虫は暗夜に燈火を慕ひて四面より之に向ふ如く
織田信長も其の地勢の便れを以て先づ都に入つて
得たり是時に當りて毛利元就北條氏康武田信玄上杉
謙信の諸豪傑は前後死して其嗣子皆先人の及ばざる
織田氏即ち將士を令ちて各地に向ひ將に從來割據
の大名をして遺類ならしめ其將士を以て之に代へ
以て天下を統一せんと欲するは志ありき然るも其

人きふ殘忍嚴酷にして久しく下臣の心取ら能はざ
終ふ其臣下の爲に弑せし其業中道にして敗れた
る實に二千二百四十二年より織田氏の倒れしより天
下再び解体せんといふなり是時正當りて徳川氏
甲信駿遠参の五國を併せ島津氏を殆んを九州を吞
み長曾我部氏を四國を併せ北條上杉毛利の諸氏は尚
ほ其舊地に割據して而して織田氏に諸將の各々其領國
を分據して獨立の志あり雲霧の將も大に合せんと欲
して風の爲に暫く妨げらるるの有様ありき
羽柴秀吉、織田氏の將士なり信長は爲す佐と報ひて
勃興し他の宿將を討滅し若くは服従せしめ國富みて

而て兵強し是に於ては連ふ天下を一統せんと欲し天
子の命を稱して以て諸侯を招き招きて而して應せざと
を諸侯を率ゐて之を征し征して而て強大にして軌く
志を達を可からずそのは或ひは母を質として或ひは
單身國を臨み以て之を和親し終不能く足利氏以来分
離したる日本の社會をして再び連合せしめしむ
然ととも豊臣氏の海内を連合せしめたるは實に外面
の連合にして其内實は未だ能く之を制服するは力あり
日本は諸侯を併り諸侯の之に屬するも過半は之を和
親したるのみなり其封領は依然とて舊に依たり尾
大振らざるは勢ありき豊臣氏を大に之を滅削する能

ハを甘遇優待して以て一時を苟且せしのみ其高官も
上は瑤臺と起して以て富豪成天下を示す如きこと
固くも兒戲不類そふものにして長く英雄を維持す
能はざるも豊臣氏諸侯を削弱せば成徳と成り又あら
ざるなり唯た之を決行するも成危ぶみく只管權謀を以
て之を行はんと欲せし故に諸侯一たび之と拒むると之
を行ふ能はざるなり毛利氏も善子を與へんと欲して
小早川隆景も拒みしなり
其末年小至りて失望の極り終に征韓以軍と起し天
下を混亂するに至り故に秀吉の死後や天下の諸
侯獨立の心と蓄ふも足利氏に初めより甚しく去て
再び戰國紛亂の有様小成らんことを云ふも亦

此時に當りて徳川家康威望最も高く兵力最も強く
諸侯能く及ぶものなかり諸侯の勇材ありしは先づ徳
川氏と除きて而して自ら其私を遂げんと欲し連合
し關ヶ原の戦と起し徳川氏ハ一戦小之成破り以
て天下に諸侯を以て震懾せしを是に於て浮田長
曾我部の封土と没収し大に毛利上杉成削弱し其他に
小諸侯を討滅若くは責罰し以て名と好む功を喜ぶ
の姦雄武夫は為りて天下と乱るるなり是に
政權上よりありて能く天下を制服し長く戦亂の跡と
社會に絶ちて海内人民としり泰平小安せしむる實
に二千二百六十年の頃なり

これが元弘建武の頃我日本は社會小於て協和の約束と絶ちしより殆んど二百七十年に於て始りて泰平は日を見りと得たり蓋し其内二百餘年間ハ封建門閥の氣風尚且世運小浸深し凡庸の武族を以て人民と支配せしは其の協和八年毎小解体して遂に一郡一村の互に割據するは有様にして離散さし加ども其極に至る小及びて門閥の事全く跡成絶ち高村逸之の士其筋骨と其智略と伐揮ふて社會に興起し是より以後漸次に集合の點小進りて嗚呼弱の内ハ強以食とを世の開進と成就をば小於て避く可うらばは此事實れらる彼の二千三百年代は初り世に輩出したりと英雄豪傑が

其隣國を併吞し以て大國を形造むる後小ありされを織田氏の兵鋒銳ふりて雖とも其國を廣むること彼れの如く速うふる能はざるべく而して織田氏の攻伐四出以て海内を震懾せしむる後小ありはきを豊臣氏の百方講和と主として以て親和を求むるを諸侯は輒く首と垂れて之小服従するを肯せざるべく而して豊臣氏の甘遇優待以て諸侯と連合したる後小ありは則ち徳川氏に威風當時に雙びなよも馬を能く一戰して天下を震懾せしむる此の如くありを得んや然らば則ち二千二百年代の末より二千三百年代は半頃小至りて我國の氣運も英雄豪傑の智略則ち私利心助けを

得て年々小集合に向ひ終に幽暗の雲霧を排除して青
天白日の光を世に顯つるを得たりと云ふ者なきや
抑も天を有道ふ與を云ふり蓋し社會此人長く已
不利ふまのふ與みよるは意好む處に足利氏季世
の戦國より漸く集合小進みし順序に考察せむ以て其
言は確實ふよを知りて夫も織田信長の死せし後其
將士の主家と爭奪する彼の如きものも何ぞや豊臣秀
吉の死せし後其臣下の其國を紛乱を此の如きもの
も何ぞや豈ふ其平生の行事に於て臣下の心を取ら能
はざるもはたしに因りしあり或は徳川氏に至りて
上下の相密著るるは恰も一身の如く其利害能く

一和をり故小士卒の敵に向ふや水火を避むる蓋し徳
川氏の天下を得る所以のもは智略遠望の之を助くる
もは固守の多しと雖も臣下の勇武を固結し以て之
不至らるる免るもの多しとを故小家康一たび瞑目を
雖ども家臣長く徳を慕ひ忠義を其子孫に盡せざる無
し是を家康の利益に臣民衆庶は利益は一致せしに因
り小治らるるや余是を以て道德の理を知りて云ふ

第十章

德川氏禍乱と裁定せしむる
二千五百年代の末に至る

德川氏の兵一たび關ヶ原を勝つや天下は向ふ所既に
定まれば勝敗を觀望したる諸侯は勿論抗抵せしむ
の事雖も皆首を垂れ徳川氏に降り其指揮を奉る
るに至るなり然りと雖も此時は當りて海内を割據する
る諸侯は皆嘗て豊臣氏の款遇優待を受け大國を
領し大軍を有し弓箭の道に於ては吾も日本一の剛
の者なれと自負して死をも厭はざり人となり其千
軍萬馬の間を驅突るはや勇氣凛々として或は北馬と
高嶺に雲を驅り或は長鎗と曠原の風を揮ひ以て敵軍
の耳目を驚らせり故に社會は平和を以て其企望と遂

げりむるは機會にあらずば居る形は閑居無事を以て其心
を慰むるの道はあらずなり朝鮮の戦ふ其志しを得
せしむ歸り彼に常に其心は快からざる所あり
關ヶ原の一戦は僅か一日にして勝敗を決し以て
其望は満たしむるに足らざるを故に常は驍肉を撫
して天下の亂を思へり徳川氏に亂を防むるのあり故
に常は天下に變を待てり其時を待てり其時を待てり
若し夫れ徳川氏の天下を經紀するは方法として夫の
豊臣氏の如く若しは足利氏の如く緩慢ならずしり決
して此英雄の名譽心を抑制し長く太平を保つ能は
ざるなりかゝる幸あるを徳川氏に組立を鐵石の碎る

愈うらけくが如くなりき其君主も亦家康に仁徳此人
よりて當時の諸侯能く及ぶものなく其家臣も皆忠
義の人なりて君家の為には水火をも避く其之を仰ぐ
と親の如く之を見よと子の如く君に小して臣義を重
故に固結して離るべからず此固結せよ一体を以て関
東形勝の地を據りて以て海内英雄の名譽心を鎮壓せ
んと志たり其壘も亦五の太だ重しと雖も其支分るも
のち亦た強し關西の諸侯の如くハ未だ俄ち屈服せ
ざる所以危し上下の軋轢一きび起らば其結構ハ忽
ち破解せざるを得ざる也
此時に當りて豊臣氏二を以て兵を大坂不起して其舊臣

と招き此結構を壊破せしめたるは然るべき其功能は
當時の氣運は挽回すべし不足は成ずるも終に滅亡する
至るは此二回の戦闘を却て徳川氏をして諸侯を壓伏
せしむ幸機會を得せしめたり往年觀望を抱きしもの
及び徳川氏に向ひて兵を執りしものは其罪戾贖ふべ
し為る皆今徳川氏に爲る財を費やし兵を出さず徳川
氏を助るは是れ是れ命運既其歸る所ありて復た
動さずかたはりの事なり豊臣氏且つ之を動か
す能くは況んや其他の諸侯も徳川氏の命を所
小之を遵奉せざるを得る即ち諸侯は質と江戸に徴し
其項を扼して其背を撫るべし諸侯首を垂れ

之に従ふに至るは是れ徳川氏天下を制するの第一の
政略也其時天下は亂れ而して諸侯は皆其の
諸侯の質を取きて以て天下を制するは至り徳川氏此
威權大に伸張す所處あり然れども封建の俗あり血脉
の愛は深く頼む小是らす若し其れ徳川氏を諸侯を制
するは政略を以て持たず此は止まずし其の家康死後
の後諸侯或は其生命を領國を以て其名譽心を慰
まんを欲するを以て保つ可き所を是れ小於し
徳川氏の目的を親藩を各道に要地に配付して外様大
名を境を接せず以て之を鎮壓するを以て其の家
康の時より著手し三代將軍此時に至るまで全くと成就す

き此諸侯配置の有様を見れば關ヶ州を盡し譜代此大
名を置きて以て中軍を形する其東海道小尾洲の親藩
を置き南海道小紀州此親藩を置き以て東海道武藏を
京坂小通を以て此路を開き北陸に於ては越前小親藩を
置きて以て加賀の前田に備へ畿内小譜代を置きて以
て京師を護り大阪形勝此地は幕府より之を直轄し其
中國に於ては親戚なる兩池田を備前因幡小淺野を安
藝に置き以て毛利氏に備へ其九州小於ては前年の黒
田後より細川茂置を大に之を封じ其歡心を買ひ以て
島津氏小備へ伊豫に松山讃岐小高松等の親藩を封じ
て以て山内氏小備へ東北に水戸會津を以て伊達止

杉等と備ふ其他外諸侯の傍を必ふ二三以藩代大名
を封して常々其虚實を窺ふ志む是れ實に徳川氏天下
を制するに第二の政畧あり此處大小手廣重恭
君の補正を常とす
然れども徳川氏を尚ほ之を以て是ら予を爲す諸侯然
貧弱ならしめて以て其自立の力失はせりんと企て
たり其方法極りて多し譬へて徳川氏又ハ其親藩の城
池と築くや必ず外諸侯に課を帝官若くは諸廟と建つ
るや必ず外諸侯に課を勅使に饗應罪人の管守亦之と
外諸侯に課を其他事代夫に課して費の多き事あり
とて諸侯に課を治るふ其會計償はざるに至るを紙
幣と發し其欠乏を補ふを許す財政上の困難を以て

其威力と精神を消耗せしめたり其少くは指揮を奉
せざるも其め此を直小令とく曰く命を奉せざるを宜
しく國に就きて大旗の出る代待待す其嚴且つ烈
なり大概此の如く家康ハ下小忍ぶの人ありはる
り而して其抑壓の此れ如きものハ豈に寛貸の封建諸
侯と制を治の道小治らざるが爲りあるや是れ實に
徳川氏天下を制するに第三の政略なりと述べて
總て此等の大策を徳川氏が當時の雄藩慶將を壓服せ
んが爲し用ひたる處なり而して其功を賞を治を見
し甚だ驚く處あり諸侯の功なりを賞め徳川氏
必を之を賞し未だ功ありて賞なきは聞かざる然

れども其賞たよや佩刀好り名馬あり金帛を衣服等
 り言語なり拜謁好り其の土地を令つ小至りてね必
 小藩に限る大藩小至りて之を存す亦を削り好り賞
 那う之と削るく滅せざるに賞なき嗚呼何ぞ其客よ
 や豊臣氏の諸侯小對を亦や之に與ふ亦小土地人馬此
 富を以て之と慰むる小威宴大會以て之歡遇優待
 して以て之に接せり徳川氏其後と受け其嚴且格を家
 此の如く家康を豈に其危道を為るを知らざるや偏不
 以為らく天下の權衡を保るを欲せざる然る亦之を得
 ず諸侯の替りんと欲するも此は宜しき昔も亦一時
 と假定す亦豊臣氏の如くはたて成るは亦寧ろ成ら

ざる重細うよとて断来とす之は行ふ其胆力亦た大
 分りなやふれは至るに余りたぬは是れを察し夫
 斯の如き抑壓をすて若し私心有るものも手小發せし
 りと假令兵馬以力ありと雖も能く久しく諸侯に制服
 せよむ亦に是れより一應一家康平生の行ひ信義を重ん
 ずる事以當時の諸侯と雖も能く知る所なきは好みて
 此の嚴烈を行ふに非ざるを許し敢て之小服を乞ふと雖
 も亦之を背く亦至りたりしなり此は又主室と臣等
 斯く諸侯と制服をすると同時小王室は威力と抑へ以て
 亂離の基を防ぐの方略は家康の胸裏に發出したる
 是計於て公家十七ヶ條撰撰若て夫手親王公家門跡等

の權限を定め専ら其思想を詩歌管絃の遊技に止め
り以て政事と干與をば裁制せり蓋し足利氏に未天下
紛亂して王室頽廢を極り世人其尊貴を知りその
至決り織田氏京師に入るに及びて大に王室と尊崇
を以て天下小號令せり豐臣氏に至りて愈之を尊
奉し之小因りて以り自ら高官小拜し織田氏の遺孤と
排きて他の諸侯を制御しをり故に王室と尊ぶの人情
は二氏の間小至りて大に其に發揚したり徳川氏の王
室を孤注しをり二氏は如くなりをり雖も將軍を以り
諸侯と率るゆ小至りては全く二氏の遺法に據れり夫
を王室既小名爵と興ふり其源となりて而りて徳川氏

其爵を受くもその名其爵を受て而りて其爵を
與ふゆ此人を抑へんと欲する甚だ難し而りて天下と
して長く平安なりをんと欲せざる其政令の出り所
一に王室と政權の外に置るべからず其方法甚だ
難し徳川氏と淳和共學兩院の別當を多儀以り公家方
を支配すべし其權ありと雖も如何も公家を官位貴
くを徳川氏老中輩の能く匹對し得べし小柄を加
ふり小勅命と稱し一應は勅命の徳川氏之を拒む其權
ありと雖も再應の勅命を奉るべしをりざるは但
に當時の公家より其積衰の餘を受て皆氣力不
く且貧困なき故に京師の所司代より常非其人

材を撰ひて之小任し其智辨と金權と成以て巧小王室
を制抑あし是れ徳川氏天下と制すふは第四の政略
あり

此の如き大策を行ふは家康一人を以てこれに當らざ
して専ら嗣君をたす之主任ならしむるも最も深慮
の存する所あり彼の大阪此二役より以後の事と家康
既小老して嗣君秀忠將軍を名の時不行はざるあり夫れ
嗣君の幼キと其家を治むる能とざるは織田豊臣
氏の以て止む所ありき家康の勇武を以て此の如き
政略を行ふは一人を以て之に當る素よを避けては所
あり然れども公在世の間は可なり公死して嗣君天下

小威なきんを徳川氏に復た織田豊臣氏と一般ならん
のみ故小大阪の二役より以後は秀忠をして常々兵馬
の權と握りて諸侯を統御せしむるにされど家康死を
と雖も徳川氏の威權を已小堅固あり然れども是等ハ
實に家康の大策の概略小過なき其他は細事と至て
ハ一々枚擧ぐり小違はらざるなり

斯く周密なる謀計を網羅するは此は王室並に天下の諸
侯ハ皆其分小安し毫も手を出せ能はざる也然れども
猛將勇士は胸裏に埋藏せし名譽心を未だ以て消耗せ
しなり家康の終焉は臨み諸侯に告げて天下ハ一人
の天下小あり矣將軍失徳あらば諸侯其任を過りて

の宜しく自ら執るべしと云ひ又た秀忠が天下將小乱
れんとするの一言我聞きて欣然とすて瞑目せらるる
を見我が當時英雄亂と思ふの氣未だ消きざる所を
知るべしと云ふ事一高き事と云ふ事一高き事と云ふ事
家康の死せらるれば後秀忠既小將軍を居久し資望既
定され而も秀忠の人なる孝順小して善く祖先
事へ王室を尊崇し諸侯を愛撫せしむば嘗て人心
失ふ事なく其諸侯小對も一一家康在世此時のふとく
一毫も假し所なかりき然も其意全く祖宗此法と
重なり小出所の代以て天下の諸侯其徳の慕ふを
知つて其の忌むべきを見ぬ故に敢て其生命と領土と

を抛ち萬一と期して以て名譽心を慰むるは欲すとも
の有り無し荏苒歲月は久しきを經り小及んで諸侯皆
不富貴は樂しむべく戦争の嫌ふべきと解し徳川氏小
頼も長く治安を受らんこと欲するに至れり秀忠
亦た早く其職を嫡子家光小譲りて大政を参り聞くと
十年小して死去せらるれば
家光小將軍職を継ぎ或は戦國の勇士で前後死亡し
開化の樂み大に社會小顯えて武功の望も全く雄藩の
間小消耗あり是れ於て諸侯と召して曰く我祖卿等
の力に因りて天下を定めたる故に賓客此禮儀以て之
を待たると雖も家光に至りては生れ小分りて天

下山主きり自ら苑田と同トあり兵故小令よを卿等と
待口譜第と同トあり若し心は快とち休まを宜し
く國を就く熟慮をなす二年以て去就を決すく」と
諸侯之を聞き皆を懾服す是より外諸侯も盡く徳川氏
の家臣となりて其封を徳川氏に受くるに至る家光
は聰明果斷の主なり又賢相亦あり此時小輩出るより
らば徳川氏の文物制度は全く此時に成れり彼の家康
の企てよりこれ諸侯參勤交代の事親藩配置此事諸侯の
邸宅を設置する等これ全く成就したるを實小家光の時
よりあり其他大老の職を置き諸奉行に任を分りち此
時よりあり鑄錢の事尺度權衡の事亦た此時に定まれり

巨都の地租を免し都會と旺盛なり事行は政略發行
ひとも此時小あり家光の職に在り二十七年能く徳川
氏を雄す天下亦重なり清一を成り天下の大勢茲に至り
て途々定む故も一片の紙を下たりて大藩を廢滅
移封すること掌を及すが如く封建を以て天下を治り
長く人民を志く太平を樂まむるのは全く此の力
小基けを以て盛んなるは此の由なり

然るに雖も右の諸公を諸侯不對等治成見ち小常に其
意を失ふん事を懼きて敢て恨まぬ諸侯を煩刺す事十
分よ其獨断の治權を領内に行はれり敢て之を問ふ
を諸侯と役使を承け如くも同時多數多岐諸侯に命す

其命を奉り唯だ其愛と失せんと成恐れ其負債を増を
 憂ふは小違ひありふなる彼の徳川氏も世に當りて
 創事したる金城瑞臺今日小存するもの極りて多し若
 非郡縣内時にして此の如き驕奢と擅をば其滅亡を
 期し候はば然る徳川氏も亦是てハ實に天下
 と制する政略不出て多り亦た奇ふらずや又諸侯
 を亡滅を慮り如きと實に法律上止むを得去て之と
 行ふに如し而去る偶に其封土を没収する時何れも徳
 川氏に必し其舊功を記し其遺孤を重封する故に諸侯

皆其法律を守り此嚴なる威懼れ其情義の厚き小感
 せ玉是れ徳川氏の政略の密にして能く當時の世態に
 適したる所以なり
 故に徳川氏と諸侯との軋轢全く平均をもち及びて上
 下此關係ハ十分不能く整頓せり彼の祖先も馬上政軍
 功に因りて領し土地を其子孫ハ地方官とありて
 之を治り租税より裁判の事ふ至るも其領内此事は
 凡て其家臣に命じて之を司りたりと雖も若し其
 家政の治まらばるとも徳川政府より之を譴責する
 此夫權限有せり然れども太平の久しきに従ひて其領
 内の政治ハ全く國老の手に歸去り其主人を存する

唯だ送樂して歲月を送れり故に徳川政府の基礎ハ二
千三百年代の中頃より其末に至るまで殆んど五十年
間不成就しきりと云ふて可なり此際ハ英雄亂世思ふ
の氣ハ全く消耗し諸侯復た徳川氏を覆さんと欲すは
ものな

徳川政府は諸侯を抑へ俗の目的を十分不其功を奏せ
りし雖も政事上の望は人心より排除せざるものな
らざるあり徳川政府の組立てたは素を封建を以て
成りたるも此なきが民間不在すしかば能く其のあ
りとも出て政權を干與する能く其制度の弊習を改
良さんと企てたるも之と口を發するは得ず其積弊や必

ど一歩も破れしを得たされが三代將軍の時
當りて肥後北馬原に耶蘇宗を以て人民を煽動し再び
天下を混沌せしむる企てありしを三代將軍此死
去の時實際して三都を焼き拂ひ天子を狭みて徳川氏
を倒さんと欲すありしを此大謀成企つるものも初
より其事成らざるは知ると雖も唯だ英雄名を好む
の心より空しく其老死を以て寧ろ其名を萬世に傳
へんと欲すはありし如く而して此等の容易に征服
誅戮せらるるはより愈は徳川氏の政權ハ人民を以て之
を争ひ難きも此を成らざるは世に知らぬは玉何と云
はる徳川政府の組立は地方政府と中央政府との權

衡甚を堅固不_レ_レ徳川氏を倒_レ得_レるや其大なる懐け
さ_レれを政權を保ち難き姿おれば人民の力を以て之を
覆_レさん_レと欲_レるも到底望むべ_レず其歩を以て凡そ
郡縣政治の時お_レ於て州郡の守り堅固ならざる故
に一人の兵を興して政府に抗する者あれば近國の人
民、其兵威を恐嚇せ_レず其已_レを得ず_レて之を應を_レる
如_レく姿お_レれば叛民の勢も容易に強大と爲り可_レし然も
之も封建の制を以て諸侯國々を割據し兵と糧と備
を以て非常の時を候_レて_レ故も一諸侯を以て政府に
背_レかんと欲_レるも容易に隣國を攻_レり入_レるを得ず隣國
の諸侯も政府を對_レして不平なを以て所_レを_レ難

も己れと對_レ立_レる各諸侯必_レ之を與_レみさ_レず其_レ知_レ
る故に寧ろ政府を助_レけて之を討_レし軍功を與_レからんと
謀_レり此の如き組立を移_レす徳川氏政を失_レたれば後も
諸侯を以て之を覆_レさんとせ_レる生命と領土と擲_レち其
城を固守すること三三年も及びたらんや天下の
武功を望むも其間お_レ乘_レるゆ_レありて或は萬一と僥倖
ありて得_レべ_レんと_レも太平の世にも斯く諸侯お_レ出_レて_レ
し_レ等_レを_レ諸侯且つ然_レり況んや人民と以て輒_レ其目的
と得_レべ_レんと_レも故に三代將軍以下を必_レし_レも名君賢相の
みお_レあら_レず_レか_レら_レず長_レく太平と致_レしたる_レなり
斯く諸侯及び人民が外部より徳川政府に向_レひて抗_レ抵

せん欲を余の望凡て消失すべからず及びて政府の内部
 及びて執政者の陰謀改企する政弊あるは決して防
 くべからずあり蓋し天下と家と異なるは政府あり
 て其君主聰明正直の人を求め徳川三代將軍代如く
 ならんは自己のむねとあはれ之を經營するふより如
 何しも親切に政治改見ることあり雖も斯く君の
 代々出らざれば事へ違ふ期し難きことを抑も人の情
 願成るべく飽食煖衣して逸樂まんことを求むるも
 のを其職を他人に任せて逸樂を擅するも差支
 らぬに於て誰れも好んで繁榮を自らなすことあら
 んや專制國君主の地位實不是なり其を斯る制度

の下ありて代々明君代出さんと欲をいふ決して望
 むべからずあり事あり假令に明君ならずとも其任ずる
 所の宰相ありて賢良の人ならんは天下に無事なる
 べからずあり斯く君主が常に賢相を撰ばせらるる事
 亦決して期し難き事なり一たび不良の宰相天下の政
 事を握りしに至れば其政治より必私を私して人民其害を
 蒙むるに至る可し此弊習を四代將軍家綱代時より徳
 川政府の内部に顯はれきり四代將軍家綱代時より徳川政府の内部に顯はれきり
仁を請ひ得て綱とありんとも繼いで五代將軍綱吉の
 時に至ると其弊極めて多し大老堀田正俊專横
若年寄相葉正休の為小斬
ら其後小至りて牧野成貞柳澤吉保等六代將軍家宣
之小變じて政と亂る徳川氏殆んと危

七代將軍家繼治世の際、々々重臣專横の弊を見、雖
 とも復た弊習殊尚ほ浸深きは、代多し六代將軍の時
りて政事大不渡り、然れども勅定奉行萩原秀の奸あり
り七代幼少、死に、間部詮房、月老氏、通を、然と
とも政事上、及、八代將軍吉宗、精茂、勵、治を計
り、大、節儉の政を行ふ、號して中興と云ふ、九代將軍家
重の時、此の弊習復た起る、大岡出雲守、十代將軍家治、此
時、不至、代最も甚し、田沼意和、其子、意次、政を擅す、
次、佐野政言の、十三代將軍家齊、賢小任、能成、使、政
為、二、般、と、十三代將軍家齊、賢小任、能成、使、政
過失を、申、而、志、驕奢の弊、茲、日、生、り、徳川氏の財政、是、
主、因、難、あり、と、接、を、三、代、將軍、以後、政治、此、善、良、小、
君、主、宰、臣の賢良が、承、り、後、見、り、は、誠、不、僅、々、に、止、り、

且其間或ハ徳川氏ハ爲小危殆の有様ニ至リト亦た
 多クモ、
 徳川政府の組立ハ此等ハ弊を豫防をふものなれば、
 らば、紀州尾家康三親藩州水戸と立て、繼嗣の絶ゆ
 小備へ且つ水戸家を殊更小重ん、常ニ將軍の政治と
 監察を、
 之に政權を委託ん、
 多く譜代の家ハ出、
 若くハ將軍幼稚の際ニ當り、
 と防止せし事も多く之あり、
 き亦た之小存、
 其故如何、
 抑も富貴ニ生、

るの人を民間に疾苦と知り能くされば才智ありて者
の子孫と雖も多くハ暗愚不陥るものあり此人をして
百般の政務に裁決せんと欲すは固より得べからざる
故に必ず才智ありて引きく之に委託せんと欲す
るに至るべしして其才智ありて選擇せらるるもの
のみ果して如何なる人物をや蓋し政治上の事務を名
利の存否を所なきは君子と小人との別なく共し其選
び不與らんと欲するはよく然るとも斯る貴族
の眼力に於てハ節義ありて面折抵争するものよりは
奸佞にして意欲迎ふるべきは才智ありと信するもの
なり此れを此人に用ひて一を以貴族の選むる逢りて是

より累進して主君を籠絡せしむるに至る事其方寸は
内ふありてあり何となれば其對遇する所皆ハ暗愚の
貴族を徒に好む既に主君を籠絡するに至るは是より
酒色淫勸り祭祀を行ひ其心志を迷はし政事の考を興
さしむるを以て而して己を全權を握りて官吏を黜陟し
満堂皆己の黨派とありて終に君家茂滅せんとの大望
を發す事不至る事是れ人情は自然なりはきを下位より
上進して政權を取りしもの多くは惡人にして其奸
謀を行ふに常に右の如き順序を執きり唯だ僅かに外
諸侯の已に眼をさるるに憚りて顧慮を為す所ありて是
るのみありて故に常に良善の重臣を得るは方法に於

て徳川氏の制未だ完全ぬるに所ありしが如し然りと雖も封建の制徳川氏の如きものありて其完全に望むる蓋し得べからず徳川氏如き最も能く其弊を防ぎ得き所ありと云ふべきなり
斯く中央政府に於て重臣の弊を見ると同時に地方政府に於ても更に甚しき有様を示すも夫と雄才狡猾の人を何れの世にもあつたことなれば若し其私欲為さざるは此間隙を制度の内に見らば直云ふ之も乘るも此出づ是時地方政府の内情を探らば其君主は幼少に婦人の手より人となりて是非得失を辨別せず此知識もよく唯だ逸樂をのみ事とせしむ而も徳川氏の如

く其政治を監察するもの少なきを其宰臣たるものより如何なる事と企てんとせばも實に為し得べからざる役人任免の權已まあれど已まざる黨派を作し事極めて容易なり裁判の權も已まれば其惡を蔽ふも容易あり而して其君主も庸愚好むを之れを殺さむ之を生かすも亦た容易なりとせば惡意を逞くして其宗家を亂るもの多し黒田騷動倉橋重本越後騷動小栗政伊達騷動原田甲斐小笠原騷動犬神兵衛前田騷動大槻傳謀秋田騷動那川孫女仙石騷動仙石左京の類皆奸臣の虚に乗じて地方を顯はつたる現像なり其他斯る表向きの沙汰に至らざるも止むべきもの蓋し多きは下

之を要するは徳川氏の時下位より上進して政權を取
 且上は多き悪人なりき其弊習は日
 本各地に治れしは是封建の制度に於て免かす可
 らざるは弊害なる所なり故得を然れども封建政治は利
 益も亦た時々顯れ其を抑も斯る君臣の其私欲を
 逞くせんと欲するや必ず忠臣義士の其宗家の為し死
 を厭わざるを以て之を防ぐ所のあり其心中を察するに
 一點の私利心なく唯だ君家以利是を重きを重きを
 するの之蓋し人の天性を自愛し切らずして他愛し疎る
 るのあり此二心共私利心不出然も其心志此の如

く變ずる所のは實に封建世祿世制を以て累代恩義を
 蒙りたりたす其後長は亦たふらん抑も忠良の人其君に
 事も亦た至るまで固けり譜代と新参との別なるはべ
 事也雖も然るも其主君を愛し其君家を重きを重きを
 小至るまで譜代と新参との親切あり處ありざるべ
 らず其時を徳川氏の時善良なる家臣其政權を執る
 又當るは常小君家の為と思ひて諸務を施行し一點
 の私心なくして後人を志す其の赤心感歎せしむるを
 於多し是れ則ち徳川家康の譜代を重したる所以
 小して封建政府の據り以て建つ所の基本なるは故
 得を以て二十四百平外は故りて二十六百平外は故り

斯の如く二千四百年代の始より二千六百年代始りまでと経過し其の有様は全く無事なり其上下安達を樂まむふよを中央政府を地方に顧慮せず所なきなり其内政弛み右の如き現像を生し而して地方政府も亦た中央政府に従ふの餘は爲る可き事なかるを自然に其内政は此の如くなまなり一方は原因は一方の結果を生し其結果又他は原因となりて他の結果を生し連綿として相照應去りたりは社會遊逸の勢は靡然として風を為せり其間小朋君賢相出て、此弊を矯めんと欲し一時社會逸樂は長夢と覺醒したるのみならずと雖も如何と長く社會の勢は抵抗を以て得んや暫時

ありて再び以前の有様を立ち戻り蓋し敵國外患ふるもの國常不亡ふと云へり此時の人々ハ皆世を懼るるを以て其の如き伐知らずして日本孤島内の太平に沈酔し唯た遊樂のみを事とせり

嗚呼二千四百年代及び五百年代太平社會の現像を以て之を二千二三百年代戰亂社會の現像に比ぶるに其相異なるもの如何とや共は是れ封建政治にして諸侯各地に割據を以て人民相殺害し人民相和樂まら其之れ致す所以の是れ何ぞ中央政府と地方との權衡相平均を以て否らざるを以て因らざる

歩小性質と今量と此三種巧足譬へて今量の進歩は云
ふは古の人を衣一襲食一菜小中て家屋家財の數も少
うも一今を衣數襲食三菜家屋家財の數も極りて多
き小至るしを分量の進歩なり又は性質の進歩は就
云へて古の衣を織方も粗末は中て糸も太く食は春方
も疎小ち料理も下手小家根て萱葦にして柱は丸木
ありしを今衣を織方も精密小糸も揃ひ食は春
方も精しく料理も上手に家根も瓦葺小ち柱の削り
も滑り小ありと云ふか如きは性質の進歩なり大凡そ
社會の進歩する時とて貧者も亦富者も有りよと
好まば古のその悉く性質劣れり今の物もの悉く勝る

と云ひ難く古て貧者の需要も應るを衣と織出
と事も知らずりちを今は廉く之れを織出を技術とも
發明したまふ古の上と今下とを比較する素とを優
劣處と異する所すのあらん只は古は貧者と今の貧者
と其快樂の度如何古代富者と今の富者を何とて需要
と満るの便ありと云へて自から世運進歩の理と知
と得べし

凡そ人の需要は限りぬものなれを貧者は固く富
者といへとも常小失望と抱くは不慮然ととも社會
自ら生計の度と云へるとありて一般に人民と之を
と標準とち勤勞するものなきを譬へて古綿衣は以て

常の衣類とせし時不於て、當時の人と此度すく上ほ
らんや欲しき勤勞をべし今此人と絹布を以て常衣と
なせば世人皆此度まじく上ほらんや欲して勞作をくし
故小古の人と綿衣菜食しして窮し今此人は絹衣肉食
しして窮き其窮きを共し免う此人と雖も此生計の度
ハ一般小進めを此生計の度あるものと容易小進むべ
きや此し何れを或る政府小於る制限を付きや人民驕
奢度なく如く思ふも此れあれども決ちて然るものに
ありや此生計の度あるもの一般人民の財本の増殖し
連きて進歩するも此れあれども實小開化の標準と爲る小
是れそのいしを決ちて破産の楷梯と見らるるらざる

了ものふり

然れども此開化の標準を明細不知る或得る中等社會
を以て標準と立つを其手其中等なるものも種類多し
未だ如何なる飲食如何なる衣服如何なる住居を以て
中世中世のなると定むを知らず當今且つ
能く況んや往日本史家此事に注意せざりし時不於
てとや余も往日本を顧みざるを漠然と去て雲霧と望む
は如し嗚呼我れ何を本として開化の史を記せん
且つ夫れ社會の進歩とや職業の種類日々相分ると
凡百の貨物を製出しして以て人間の需要を満たさんや
其職の分りて貨物の出せし以て文運の進歩を表す

二千四百年代 將軍家先 家綱 家光 家定 家康 吉宗 年號 寛永 正保 慶長 承應 明暦

衣 食 住
飲 可 録 食 飲 住 並 小 器 物 等
御 候 事 常 憲 院 様 相 成 候 御 儀
今 止 不 申 候 御 儀
衣 服
負 尊 花 色 奥 女 中 柳 著 風 ぶ だ
ん 細 集 女 中 筋 帯 若 省 頃 録
落 穂 萬 重 物 類 今 三 ツ 割 割
ま 相 定 二 重 物 類 今 三 ツ 割 割
と 高 様 懸 三 分 候 有 之 置 け 右 就
中 三 割 又 懸 三 分 候 有 之 置 け 右 就
其 三 割 又 懸 三 分 候 有 之 置 け 右 就
申 候 如 有 之 候 處 不 申 候 御 儀
年 候 如 有 之 候 處 不 申 候 御 儀

二 用 似 類 結 目 幅 其 儘 止
聊 前 義 若 黨 女 箱 三 人 づ
ハ 前 義 若 黨 女 箱 三 人 づ
以 前 義 若 黨 女 箱 三 人 づ
見 候 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
の 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
年 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
き 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
と 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
候 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
多 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
時 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
氏 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
寺 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
と 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ

御 候 事 常 憲 院 様 相 成 候 御 儀
今 止 不 申 候 御 儀
衣 服
負 尊 花 色 奥 女 中 柳 著 風 ぶ だ
ん 細 集 女 中 筋 帯 若 省 頃 録
落 穂 萬 重 物 類 今 三 ツ 割 割
ま 相 定 二 重 物 類 今 三 ツ 割 割
と 高 様 懸 三 分 候 有 之 置 け 右 就
中 三 割 又 懸 三 分 候 有 之 置 け 右 就
其 三 割 又 懸 三 分 候 有 之 置 け 右 就
申 候 如 有 之 候 處 不 申 候 御 儀
年 候 如 有 之 候 處 不 申 候 御 儀

二 用 似 類 結 目 幅 其 儘 止
聊 前 義 若 黨 女 箱 三 人 づ
ハ 前 義 若 黨 女 箱 三 人 づ
以 前 義 若 黨 女 箱 三 人 づ
見 候 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
の 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
年 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
き 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
と 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
候 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
多 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
時 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
氏 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
寺 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ
と 申 候 女 中 若 黨 女 箱 三 人 づ

若勤三郎又三郎市村治三郎
始心寛市永十一年方治三郎
大坂評兵衛森田屋九郎石
衛門座の松本久左衛門大坂
與八郎座の松本久左衛門大坂
太左衛門大坂九左衛門大坂
年代小増加せしむる皆此

女形の始まを

女形若菜の禁止仕立前
す若菜の女形仕立前
髪若菜の女形仕立前
是古の太夫の代り七
て、興行の太夫の代り七
といふ女形帽子を仕出さ
色を好む仕次第ふてあは

上玉川折み黒帽子下
のぬい見たり夫出
でもの帽子をてて夫出
そへ出七しを申合せ伝
拵へ出七しを申合せ伝
衛門座の松本久左衛門大坂
の野郎帽子と名高き細工
此の傳兵衛と名高き細工
人かつらも此時大釜始ま
を曲類集居文十二年四月
用ひて居り公許と得
大坂の芝居中免許と得
名目より座中の免許と得
元禄の頃より座中の免許と得

正保慶安の頃古圖と聲
曲類集居の頃古圖と聲
浄瑠璃の味居居の頃古圖と聲
て三味線不居居の頃古圖と聲
セゴの味居居の頃古圖と聲
萬治の頃古圖と聲
紅粉の頃古圖と聲
事と海響く江戸歌舞伎其年
四代目海響く江戸歌舞伎其年
代文元年具立始り狂言引
寛文元年具立始り狂言引
幕大文元年具立始り狂言引
色大文元年具立始り狂言引
り大文元年具立始り狂言引
此大文元年具立始り狂言引
之大文元年具立始り狂言引
人形を操りて浄瑠璃と見
代形を操りて浄瑠璃と見
昌代形を操りて浄瑠璃と見
年記書教

年記書教
昌代形を操りて浄瑠璃と見
代形を操りて浄瑠璃と見
人形を操りて浄瑠璃と見
之大文元年具立始り狂言引
り大文元年具立始り狂言引
此大文元年具立始り狂言引
色大文元年具立始り狂言引
幕大文元年具立始り狂言引
寛文元年具立始り狂言引
代文元年具立始り狂言引
四代目海響く江戸歌舞伎其年
事と海響く江戸歌舞伎其年
紅粉の頃古圖と聲
萬治の頃古圖と聲
セゴの味居居の頃古圖と聲
て三味線不居居の頃古圖と聲
萬治の頃古圖と聲
紅粉の頃古圖と聲
事と海響く江戸歌舞伎其年
四代目海響く江戸歌舞伎其年
代文元年具立始り狂言引
寛文元年具立始り狂言引
幕大文元年具立始り狂言引
色大文元年具立始り狂言引
り大文元年具立始り狂言引
此大文元年具立始り狂言引
色大文元年具立始り狂言引

江戸浄瑠璃
虎屋永附一流と語り出そ
之と永附一流と語り出そ
江戸肥前節と語り出そ
を語り出そ
櫻井高波少極勇仕を好み
常小強兵衛語と語り出そ
り常小強兵衛語と語り出そ
と常小強兵衛語と語り出そ
市川十郎と語り出そ
山深く用ひたり夫出
と山深く用ひたり夫出
類集延寶の天和千三曲
十集延寶の天和千三曲
和泉太夫語と語り出そ
近江太夫語と語り出そ
項一江流と語り出そ
と項一江流と語り出そ
土佐少様節と語り出そ
の土佐少様節と語り出そ

煮豆等と整へ奈良茶と名
 付て出さし龍山の奈良茶と
 喰ふ行くと大猷の末ま
 今此並木こみ木猷公の末ま
 で松のふみ木猷公の末ま
 出問て其窓よ居る履草鞋と
 浅草雷神門の立る處より
 東叡山の岸まて一腰一見
 古候り候谷ふく一腰一見
 油と賣物所ハ湯馬天伽羅の
 一と所と町ハ湯馬天伽羅の
 せむとて一ハ湯馬天伽羅の
 蓮所ふらでハ湯馬天伽羅の
 石川氏筆記寛文(則)僅ふ百
 三
 百
 二
 十
 二
 年
 十
 二
 百

年餘の間小油元結始
 さすの物出米石通水東
 馬鉄米篩の物出米石通水東
 の酒の切手女の袖の進
 物の小娘此襟の繁昌開
 本場の技木戸芝居の繁昌開
 帳女の髪結別十女も目立
 つ夏の日を男も女も菅笠
 傘と云ふたの男も女も菅笠
 甲略大夫坂雪踏の行出
 雨降り小坂雪踏の行出
 履云々紅葉傘の行出
 承應の頃小を芝居も伎建
 棧舗と云ふさ所あり高
 場と云ふさ所あり高

芝居家屋の進歩

舞臺一行通ふ道と付物見
 物と役者ハ色くの贈物
 一と遣はれ時ハ花を新添
 者ハ此贈物古き名介ハ花
 道と此項又古き名介ハ花
 茶髪此項又古き名介ハ花
 天和年中本舞臺小我舖も
 今の如く下座鋪ハ木綿
 巾着中略ふつみちの男
 き(中)略ふつみちの男
 衣敷をゆきみちの男
 昔、風俗小其項の男女
 柱限ふ能舞臺の如く大臣
 いの前の舞臺といふも
 此出の事とて舞臺といふも
 此後の事とて舞臺といふも
 此事を全(役者大)全二千四

百年代凡て此進歩あり
 芝居土藏作り
 環齋記往昔芝居小屋
 の年々火災元打寄相談
 下此三人の座元打寄相談
 不仕候へ去物入火災も少
 庵候へ去物入火災も少
 たり候へ去物入火災も少
 と相談取極り願申
 願出棧舗御免被仰出候
 通下棧舗御免被仰出候
 兩設橋元橋元初め
 架設橋元橋元初め
 永代橋元橋元初め

三大橋

日本開化小史卷の五終

此の地と城の間にありて名ふるや
 田樂の附居りて名ふるや
 と免角春王やりて名ふるや
 七か

真徳の景

昔の事を知るに
 今も昔も同じ
 昔も今も同じ

明治十一年二月廿六日版權免許
 同十四年七月出版

東京 書林 賣捌

著述兼出版人

静岡縣士族

田口卯吉

東京牛込區牛込北
 山伏町四十三番地

- 日本橋通二丁目 北島茂兵衛
- 同通二丁目 稲田佐兵衛
- 芝三島町 山中市兵衛
- 淺草茅町三丁目 北澤伊八
- 小石川大門町 青山清吉
- 日本橋通三丁目 丸屋善七
- 同通二丁目 小林新兵衛

